

表9-15-13 大月市景観条例(平成25年3月25日、条例第1号)による森林地区内での届け出を要する行為

行為の種類	届出の対象
建築物 ・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ15m又は建築面積250m ² を超えるもの (増築又は改築後に高さ15m又は建築面積250m ² を超えるものを含む。)
工作物 ・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更(屋外広告物を除く。)	煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫刻その他これらに類するもの 高さ15mを超えるもの さく、塀その他これらに類するもの 高さ3mを超えるもの 遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設その他これらに類するもの 高さ15m又は建築面積250m ² を超えるもの (増築又は改築後に高さ15m又は建築面積250m ² を超えるものを含む。)
開発行為 ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	電柱、送電鉄塔、移動通信用鉄塔その他これらに類するもの 高さ15mを超えるもの
90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵	開発区域の面積が1,000m ² 以上のもの 物品の高さ5m又はその用に供されている土地の面積が1,000m ² を超えるもの
土地の区画形質の変更	行為面積が1,000m ² を超えるもの
木竹の伐採	面積1,000m ² を超える伐採を行うもの

